

設備工事における概算数量発注方式試行について

1 目的

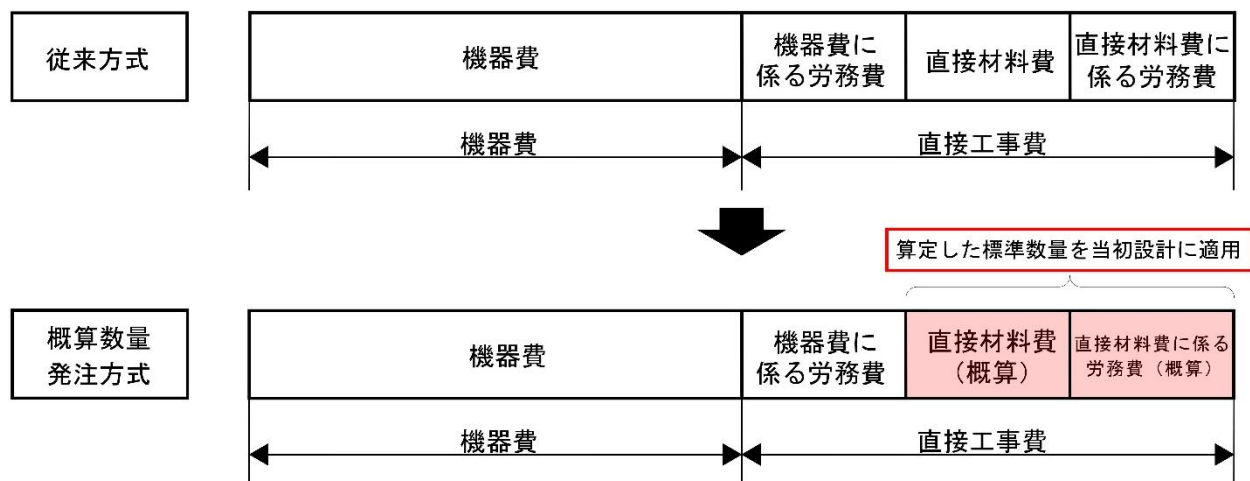
本市における機械・電気などの設備資産の多くは、これから設備更新を迎えるため、更新需要は増加していく状況にある。このことから、今後工事発注の増加が予想されるため、工事量の変化に柔軟に対応できる新たな発注方式の導入を目的とする。

2 設備工事における概算数量発注方式

本市の水道施設の設備工事において、これまでの工事实績をデータ化し、標準数量を算定することで当初設計に適用するものである。

概算数量発注方式で設計された材料数量や労務人工は「概算」であることから、受注者が作成する「機器設計製作図書」、「施工設計図書」及び「数量集計表（最終）」（以下、これらをまとめて「設計図」とする）を基に設計変更（精算）を行い、工事請負額を確定する方式である。

（概算数量発注方式のイメージ）



3 概算数量発注方式の内容

- （1） 当初設計において、概算数量を用いて直接材料や据付労務の数量を積算し、工事の予定価格を確定する。
- （2） 従来方式は発注者が作成していた設計図の一部を省略、入札後に受注者が現場調査等を行い、設計図を作成する。
- （3） 受注者は発注者の設計図承諾後に機器・材料の手配及び現場施工に着手する。
- （4） 工期の設定は、設計図作成等の期間として標準工期に30日程度加算する。
- （5） 設計図作成等にかかる費用を設計図作成費として当初予定額に計上する。
- （6） 工事完成後、受注者から提出された数量集計表（最終）を基に設計変更（精算）を行い、工事請負額を確定する。

4 対象工事

概算数量発注方式の対象工事は、工事費の中で機器費の占める割合が高いものとし、直接材料費及びそれに係る労務費を概算とした場合において、精算時の変更金額が大きくないものとする。

なお、概算数量発注方式の対象工事は、入札公告時の設計図書において「概算数量発注方式」と明記している。

問い合わせ先
鹿児島市水道局 水道部
水道整備課 施設整備係
電話099-213-8528